

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされていますが、この措置は平成29年度までの時限措置となっています。

平成30年度以降の道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

よって、国及び政府関係機関に対し、必要な道路整備を計画的かつ着実に推進するため、道路財特法による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年12月21日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣